

議案第 1 1 号

君津市税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）の公布に伴い、君津市税条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 7 号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を平成 3 1 年 3 月 2 9 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成３１年３月２９日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第１号

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市条例第 13 号

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項」に改める。

附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 4 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 1 項第 2 号」に改める。

附則第 6 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 6 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 7 条の 2 第 5 項中「附則第 15 条第 18 項」を「附則第 15 条第 19 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 29 項第 1 号」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 29 項第 2 号」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 29 項第 3 号」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 31 項第 1 号」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 31 項第 2 号」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号

イ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第３２項第１号ロ」を「附則第１５条第３３項第１号ロ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３２項第１号ハ」を「附則第１５条第３３項第１号ハ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第３２項第１号ニ」を「附則第１５条第３３項第１号ニ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第３２項第１号ホ」を「附則第１５条第３３項第１号ホ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第３２項第２号イ」を「附則第１５条第３３項第２号イ」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第３２項第２号ロ」を「附則第１５条第３３項第２号ロ」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第３２項第３号イ」を「附則第１５条第３３項第３号イ」に改め、同条第２０項中「附則第１５条第３２項第３号ロ」を「附則第１５条第３３項第３号ロ」に改め、同条第２１項中「附則第１５条第３２項第３号ハ」を「附則第１５条第３３項第３号ハ」に改め、同条第２２項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３８項」に改め、同条第２３項中「附則第１５項第３９項」を「附則第１５項第４０項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４４項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４５項」に改め、同条第２６項中「附則第１５条第４６項」を「附則第１５条第４７項」に改める。

附則第７条の３第６項中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第１９項」に改め、同条第７項第４号中「附則第１２条第２１項」を「附則第１２条第２３項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２２項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同条第８項第５号及び第１０項第５号中「附則第１２条第２９項」を「附則第１２条第３１項」に改め、同条第１１項中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第１９項」に改める。

附則第１０条の２第３項の表以外の部分中「第４号」を「第５号」に改め、同項の表第１項中表以外の部分の項中「第４号」を「第５号」に、「本項」を「この条」に改める。

附則第１１条第１項中「法附則第３０条第１項」を「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項」に、「当該軽自動車」が初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成３１年度分」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「附則第３０条第６項第１号及び第２号」を「附則第３０条第２項第１号及び第２号」に、「第２項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

附則第 1 1 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 3 0 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

附則第 1 1 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 3 0 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第 1 1 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 1 1 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 4 条の 2 の改正規定並びに附則第 4 条の 4、第 6 条及び第 6 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 3 1 年 6 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の君津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2並びに附則第4条の4及び第6条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の2第1項及び附則第6条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第6条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は君津市税条例の一部を改正する条例（平成31年君津市条例第13号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の君津市税条例附則第6条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第6条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前

条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

君津市税条例新旧対照表

改正案	現 行
(寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) ～(3) 省略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第4条の3 省略 第4条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第	(寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、<u>法第314条の7第1項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号に掲げる寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) ～(3) 省略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第4条の3 省略 第4条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>（同条第

7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用が ある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3の2第1項」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第4条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得

9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

- 3 第1項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3の2第1項」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第4条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」とい

う。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 省略

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には 、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の2 省略

2～4 省略

5 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合

う。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 省略

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)において は、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

* (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の2 省略

2～4 省略

5 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

6 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合

- 19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15項第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- 27 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 省略

2～5 省略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の

- 19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15項第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- 27 省略

* 附則第7条の2は、君津市税条例等の一部を改正する条例（平成30年君津市条例第31号）第1条中平成31年4月1日施行予定の附則第7条の2第24項から第26項までの改正規定による改正後の規定。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 省略

2～5 省略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の

規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)～(６) 省略

７ 法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)～(３) 省略

(４) 令附則第１２条第２３項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(５) 省略

(６) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２４項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(７) 省略

８ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)～(６) 省略

７ 法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)～(３) 省略

(４) 令附則第１２条第２１項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(５) 省略

(６) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２２項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(７) 省略

８ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 省略

9 省略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 省略

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～(6) 省略

12 省略

(1) ～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 省略

9 省略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 省略

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～(6) 省略

12 省略

（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第 10 条の 2 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、平成 5 年度に係る賦課期日後に令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第 14 条の 2 第 1 項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 項中表以外の部分	平成 6 年度	市街化区域設定年度（令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該事由の生じた日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）
	平成 5 年度に	市街化区域設定年度に 省略

（軽自動車税の税率の特例）

第 11 条 平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する平成 31 年度分

（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第 10 条の 2 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、平成 5 年度に係る賦課期日後に令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第 14 条の 2 第 1 項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 項中表以外の部分	平成 6 年度	市街化区域設定年度（令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該事由の生じた日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本項において同じ。）
	平成 5 年度に	市街化区域設定年度に 省略

（軽自動車税の税率の特例）

第 11 条 法附則第 30 条第 1 項

に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起

の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 省略

算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 省略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	1, 000円
	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	1, 000円
	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円

	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	10, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第11条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 省略

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第11条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 省略